

戦争犯罪に係る国際的な捜査共助体制の強化
— 極東検察機関の常設 —

八尾 敦

目次

はじめに

第1節 戦争犯罪に係る関係条約及び国内の立法状況

- 1-1 戦争犯罪の定義
- 1-2 国際刑事裁判所（ICC）の概要
- 1-3 日本国内の戦争犯罪の処罰に係る立法状況

第2節 ウクライナ戦争における国際的な捜査共助の事例

- 2-1 ウクライナ戦争における戦争犯罪捜査
- 2-2 フランスによる戦争犯罪捜査
- 2-3 ドイツによる戦争犯罪捜査
- 2-4 アメリカによる戦争犯罪捜査
- 2-5 ユーロジャストによる戦争犯罪捜査
- 2-6 ICPAによる戦争犯罪捜査

第3節 国際的な捜査共助の問題点

- 3-1 日本以外で発生した戦争犯罪への対応に係る問題点
- 3-2 日本で発生した戦争犯罪への対応に係る問題点

第4節 極東検察機関の常設

- 4-1 国際的な戦争犯罪捜査への日本の関与
- 4-2 極東検察機関常設の効果

おわりに

はじめに

本稿では戦争犯罪に係る国際的な捜査共助に関する日本の対応について考察し提言する。本稿の主張は、日本における戦争犯罪に対する国際的な捜査共助の体制強化の必要性である。本研究においては、戦争犯罪の国際的な捜査共助に自衛隊の警務官が協力する体制について明らかにするため、これに必要な関係法令等の整理状況、国際機関および諸外国の捜査共助の実施状況について整理した。また、日本以外で発生した戦争犯罪に対応する場合と日本が紛争当事国として戦争犯罪に対応する場合に分けて、自衛隊の警務官が捜査共助を行う場合を想定して、その問題点について明らかにした。最後に、有事に際して国際的な捜査活動を円滑に行うために、極東検察機関の常設について提言する。

本稿の前提となる国際情勢の変化：ウクライナ情勢

ロシアによる違法な侵略¹の結果として、2022年2月24日から2023年12月までに1万名以上のウクライナの文民が殺害され、2万名近くが負傷している²。物的にも2023年9月までに17万棟近くの住居が破壊されたか損傷を受けたほか、交通インフラでは18の空港と344の橋梁が攻撃を受け、また商業や工業セクターに大きな損害が生じている³。これらの戦争被害の中には、武力紛争のルールである武力紛争法⁴に違反した結果が含まれており、今後その一部は、戦争犯罪として国際刑事法の下で実行者個人の刑事責任が追及されることになるであろう。

ウクライナ戦争におけるロシアの戦争犯罪は非常に広範⁵で、当事国のウクライナや国際刑事裁判所（International Criminal Court 以下、「ICC」という。）だけでは処理することは困難である。そのため、フランス、ドイツ、ポーランド、カナダなど犯罪とは直接的なつながりを有していない「第三国」が協力に乗り出し、それぞれの国

¹ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken3_000072.html、2025年6月25日閲覧、2022年3月8日の林外務大臣の会見において、「ロシアがウクライナの同意なく、ウクライナ領域内に軍隊を派遣し、軍事行動を行ったことは、国連憲章第2条4が禁じる違法な武力の行使に当たる」と述べている。

² 新井京、越智萌編『ウクライナ戦争犯罪裁判 正義・人権・国防の相克』信山社、2024年、85頁。

³ 同上、85頁。

⁴ 武力紛争法とは、武力紛争の際に紛争当事者に適用される国際法規則の総称である。武力紛争法は大別して、戦闘員の害敵方法・手段を規制するハーグ法と紛争犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約及び第1・第2追加議定書に由来する。ハーグ法は基本的に国際的武力紛争に適用され、ジュネーヴ法はジュネーヴ諸条約共通第3条や第2追加議定書を通じて、非国際的武力紛争にも適用される。

⁵ 井上忠男「ウクライナ戦争が提起する国際人道法上の諸問題 一本特集の導入としての総論的考察」『人道研究ジャーナル vol.12』東信堂、2023年、19頁-28頁。

の国内法に基づいて戦争犯罪などの捜査に着手している⁶。これらの国々は、戦争犯罪を含む中核犯罪（戦争犯罪の他、ジェノサイド⁷、人道に対する犯罪、侵略犯罪）の大部分を国内法化し、処罰規定を設け、犯罪が国外で行われた場合でも自国の裁判権を行使できるよう国外犯の処罰規定を整備している⁸。これらの国々は独自に収集した情報で ICC やウクライナによる捜査を支援するだけでなく、将来的に ICC やウクライナ当局のリソースが不足したときは、自ら被疑者を訴追・処罰することを視野に入れている⁹。

先行研究について

戦争犯罪の捜査に関する先行研究は多くないが、戦争犯罪の捜査について藤原正人は「戦争犯罪捜査の特徴」、「戦争犯罪捜査のプロセス」及び「ウクライナ戦争における戦争犯罪捜査」について分析し、ウクライナ戦争における国際的な捜査機関の実施する戦争犯罪の捜査に関して、潜在的な問題点として捜査の中立性及び独立性の確保があげられると述べている¹⁰。また、戦争犯罪の捜査にあたって、田中誠は「刑事実体法上の課題」と「刑事手続法上の課題」がある¹¹として、その解決策として法務省の国際刑事管理官のもとに「極東検察組織」を創設し、アメリカの検察官、ICC 検察局の検察官を日本の捜査機関の構成員として刑事訴訟法上位置づけることを提言¹²している。藤原と田中についても、先行研究において、国際的な捜査機関による捜査共助について触れているものの、日本が戦争犯罪の捜査を行う場合について、国際的な捜査共助の観点から、その問題点を研究した先行研究はないことから、その問題点を明らかにすることは意義がある。

本稿の提言は、田中誠の「極東検察機関」の構想を改善したものになる。この構想によれば、有事に法務省の国際刑事管理官の下に機関を置き、米国と ICC をつなぐ役

⁶ 赤根智子＝フィリップ・オステン「対談 プーチンに逮捕状を出した日本人裁判官に問う 日本は『戦争犯罪』への備えはあるのか」『中央公論』137 巻第 10 号、2023 年、100 頁。

⁷ ジェノサイドの語は、ICC 規定公定訳では、「集団殺害犯罪」とされる。

⁸ 赤根智子＝フィリップ・オステン「対談 プーチンに逮捕状を出した日本人裁判官に問う 日本は『戦争犯罪』への備えはあるのか」100 頁。

⁹ 久保田隆「ウクライナにおける「戦争犯罪」と国際刑事法」<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2022/06/expert2022-112.pdf>、2025 年 6 月 25 日閲覧。

¹⁰ 藤原広人「第 6 章 戦争犯罪の捜査」『ウクライナ戦争犯罪裁判 正義・人権・国防の相克』信山社、2024 年、68 頁。

¹¹ 実体法とは、法律関係（犯罪の要件と効果）の内容を定める法のこと、それを実現する手続を定めるものが手続法である。高橋和之ほか編『法律学小辞典（第 5 版）』有斐閣、2017 年、560 頁。

¹² 田中誠「自衛隊の防衛出動時における戦争犯罪捜査の課題 ―ウクライナ侵略戦争の教訓から―」『防衛法研究』第 47 号、2023 年、89 頁。

割を果たすことが有益であるとしている。これに対して有事だけではなく平素から法務省の国際刑事管理官の下に同機関を置くとともに、有事には米国、ICCに加えて第三国を受入れ、上記機関の検察官の指揮を受けて警務官が活動するとともに、証拠及び情報共有を可能とする枠組みを作ることが効果的であると提言する。

このような常設機関の設置より日本以外の国の戦争犯罪の捜査共助において問題となる証拠の管理を一元的に行うことが可能となるとともに、戦争犯罪の捜査に精通した捜査員の育成を平素から行うことができる。また日本で発生した戦争犯罪への対応においても、検察官の指揮を受けることで、警務官が検察官の行う「捜査の補助」¹³となり、警務官の権限上の問題点を克服¹⁴することができる。

本論文の構成

構成については、第1節では、戦争犯罪の定義、ICCに関するローマ規程（Rome Statute of the International Criminal Court; ICC 規程）、日本の国内立法の状況を提示した。第2節において、ウクライナ戦争において国際的な捜査共助を行っている外国等の事例について整理した。第3節では、戦争犯罪に係る国際的な捜査共助の問題点を明らかにした。第4節では、国際的な捜査共助に係る改善策を提言し、最後に今後の課題について記述した。

第1節 戦争犯罪に係る関係条約及び国内の立法状況

本節では、戦争犯罪の捜査に係る国際条約と日本国内の立法状況を明らかにし、戦争犯罪の捜査についての現状を整理する。

1-1 戦争犯罪の定義

戦争犯罪は広義の戦争犯罪と狭義の戦争犯罪に大別される。広義の戦争犯罪とは、第2次世界大戦後にニュルンベルク及び東京で行われた国際軍事裁判で創設された犯罪である。広義の戦争犯罪の事例として、国際軍事裁判所憲章6条¹⁵、極東国際軍事裁

¹³ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第193条3項。

「検察官は、自ら犯罪の捜査をする場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。」

¹⁴ 田中「自衛隊の防衛出動時における戦争犯罪捜査の課題 ―ウクライナ侵略戦争の教訓から―」76頁。

¹⁵ 国際軍事裁判所憲章とは、第2次世界大戦末期の1945年8月8日にイギリス、フランス、アメリカ合衆国、ソビエト連邦の連合国4ヶ国がロンドンで調印した国際軍事裁判所の構成や役割を規定した憲章で

判所条例 5 条¹⁶に裁判所の管轄犯罪として規定されたものがある。広義の戦争犯罪とは武力行使を規制する国際法の深刻な違反であって「平和に対する罪」（後の侵略犯罪の原型）、戦争の法規または慣例の違反としての「通例の戦争犯罪」、文民たる住民への非人道的行為である「人道に対する罪」を指している。この 2 つの裁判所規程は、広義の戦争犯罪に関する犯罪を行ったものを戦争犯罪人として裁くと定めた。さらにジェノサイド条約によって成立した特定の集団を破壊する意図で行われる集団殺害犯罪を広義の戦争犯罪に加え、今日ではこの 4 つが中核犯罪と総称されている。

これに対して、狭義の戦争犯罪は、武力紛争法の違反のうち、個人の刑事責任の追及が可能なものを指している。これは広義の戦争犯罪から、「通例の戦争犯罪」だけを取り上げ、1949 年のジュネーヴ諸条約や 1977 年の追加議定書の重大な違反を加えたものである¹⁷。

1949 年に成立したジュネーヴ諸条約では、戦争犯罪の語はないが、同条約の「重大な違反行為」については、武力紛争の当事者以外の国の普遍主義に基づく管轄権（以下、「普遍的管轄権」という）の行使も認められている¹⁸。これにより、ジュネーヴ諸条約の重大な違反は、諸国の共通法益の侵害である戦争犯罪と認識¹⁹されるようになった。なお、普遍主義とは、諸国の共通法益の侵害が生じた場合に、自国の法益侵害が直接発生していなくとも管轄権行使を認めるものである。

1-2 国際刑事裁判所（ICC）の概要

国際刑事裁判所（ICC）は 1998 年に採択された ICC に関するローマ規程（以下、「ICC 規程」）に基づき同規程が発効した 2002 年に設立され、オランダのハーグに所在する。ICC の主たる特徴として、第 1 に史上初の常設の国際的な刑事法廷であること、第 2 に、ICC は「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」たる 4 つの中核犯罪のみを対象とすること、第 3 に ICC は当該国に捜査・訴追する意思・能力がない場合に、それらを補完するという役割を担うという「補完性の原則」に基づいて活動

ある。

¹⁶ 1946 年 1 月 19 日に連合国軍最高司令官マッカーサー元帥により発表された、極東国際軍事裁判所設立に関する特別宣言に合わせて承認された同裁判所の条約である。

¹⁷ 松山沙織「第 3 章 戦争犯罪の保護法益」『ウクライナ戦争犯罪裁判 正義・人権・国防の相克』信山社、2024 年、32 頁。

¹⁸ 同上、34 頁。

¹⁹ 同上、34 頁。

することがあげられる²⁰。

ICC が対象犯罪について管轄権を行使する場合として、以下の3つが規定されており、(1)締約国が事態を ICC の検察官に付託する場合、(2)国連憲章第7章の規定に基づいて、安全保障理事会が事態を ICC の検察官に付託する場合、(3)ICC の検察官が予審裁判部²¹の許可を得て、対象犯罪に対する捜査に着手した場合、となっている。なお、(1)及び(3)の場合には前提条件が付されており、領域内において問題となる行為が発生した国（犯罪行為地国）又は犯罪の被疑者の国籍国の少なくともいずれかが ICC 規程の締約国であること、もしいずれも締約国でない場合には、いずれかが ICC の管轄権を受諾することを宣言することが必要である。

ICC 規程においては、戦争犯罪を①ジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為、②確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反、③国際的性質を有しない武力紛争の場合には、ジュネーヴ諸条約共通第3条に規定する著しい違反、④確立された国際法の枠組みにおいて、国際的性質を有しない武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反として定めている（ICC 規程8条）。

ICC 規程の締約国は、ICC の捜査・訴追に協力することが義務付けられており（ICC 規程第86条）、また ICC 自体は逮捕権限を有していないことから、例えば逮捕状が出された場合には、被疑者の身柄の拘束などは締約国による協力が前提となる（ICC 規程第63条1項）。また、ICC では、被告人の在廷が義務付けられ欠席裁判が認められておらず、裁判の実施には身柄の確保が不可欠である。こうした点から締約国の協力は極めて重要となる。なお、ICC 規程には、出訴期限の不適用が規定されており、時効はない（ICC 規程第29条）。

1-3 日本国内の戦争犯罪の処罰に係る立法状況

世界の多くの国では戦争犯罪を国内法で裁くことができる。特に1949年のジュネーヴ諸条約及び第1追加議定書にある「重大な違反行為」について、締約国は、重大な違反行為を行い又は行うことを命じた者に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法

²⁰ 安藤貴世「ロシアによるウクライナ侵攻に関する国際刑事裁判の視点からの一考察」
https://www.nihon-u.ac.jp/risk_management/pdf/research/bulletin/202303_ando.pdf、2024年11月21日閲覧。

²¹ ICC の裁判部門は、予審裁判部、第一審裁判部、上訴裁判部からなる。

を行い、その疑いのあるものを捜査する義務を負い、更にその国籍如何を問わず自国の裁判所に対して公訴を提起しなければならず、また希望する場合には自国の法令に従って、その者を他の関係締約国に引き渡すことができるとされている。

日本においては、武力攻撃事態対処法制²²の一環として、ジュネーヴ諸条約上の義務を果たすため法整備が行われ、国内刑法における戦争犯罪の犯罪化を行った。その数少ない事例として、「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」（以下、「国際人道法違反処罰法」）（平成 16 年法律第 115 号）²³、「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（平成 16 年法律第 117 号）が成立した。その他、個別に制定された法として、「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」（平成 19 年法律第 32 号）、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」（平成 7 年法律第 65 号）、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」（平成 7 年法律第 78 号）があげられる。

また、日本の ICC 加盟の際の立法対応であるが、ICC 規程が 1998 年にローマ会議で採択され、2002 年に発行し、その後 2007 年に日本は ICC 規程に加入し、締約国となった。ICC 規程が締約国に課している立法義務は①ICC への協力（逮捕、引き渡し、証拠収集等）、②ICC の運営に対する犯罪（偽証、証拠隠滅、証人買収等）を国内法上処罰することの 2 点であり、中核犯罪等の国内刑法化は義務付けられていない。これを受けて日本は「国際刑事裁判所に対する協力等に対する法律」（平成 19 年法律第 37 号）を制定し、①及び②の規定が整備された。中核犯罪等の国内刑法化については、国会で議論²⁴がなされたが、以下の理由で国内刑法化が見送られた。

(1) ほとんどの中核犯罪が刑法上の通常犯罪として処罰可能であること

²² 平成 16 年 6 月に成立した事態対処法制関連 7 法として、米軍行動関連措置法、自衛隊法、外国軍用品等海上輸送規制法、特定公共施設利用法、国民保護法、国際人道法違反処罰法、捕虜取扱法がある。

²³ 国際人道法違反処罰法は次の 4 つの罰則規定を設けている。

- ① 重要な文化財を破壊する罪（第 3 条）
- ② 捕虜の送還を遅延する罪（第 4 条）
- ③ 占領地域に移送する罪（第 5 条）
- ④ 文民の出国等を妨げる罪（第 6 条）

²⁴ 平成 19 年 3 月 20 日第 166 回国会衆議院会議録第 15 号（2007 年）9 頁。

当時の麻生太郎外相は「ICC 規程において、対象犯罪を各締約国において処罰できるようにすることは義務つけられていませんけれども、ほとんどのものが我が国日本の現行国内法において、殺人罪、また傷害罪、逮捕監禁罪等の罪として処罰は可能であります。なお、対象犯罪の一部について我が国で処罰できない可能性は、理論上ありえます。しかし、ICC が実際に管轄権を行使いたしますのは十分な重大性を有する事案のみであるため、そうした可能性は実際には想定できません。」と説明した。

- (2) 刑法上不可罰となる領域は一部あり得るが、それらに ICC が管轄権を行使することは考えられないこと
- (3) 現行法で処罰できない行為のみが行われることは実際に想定され難いこと
- (4) 謙抑主義の観点から、わずかな処罰の間隙を埋めるための立法を行う必要はないこと

このように、日本では、通常の刑法と、一部の戦争犯罪に限定した固有の構成要件を規定した特別刑法により対応していくこととなっている。

第2節 ウクライナ戦争における国際的な捜査共助の事例

本節では、ウクライナ戦争における各国の戦争犯罪捜査及び捜査共助の状況について整理する。

2-1 ウクライナ戦争における戦争犯罪捜査

ウクライナ戦争においては、戦争開始時、ウクライナ、ロシア両国ともに ICC 規程締約国ではなかったが²⁵、ウクライナは 2015 年、ロシアによるクリミア併合を受け無期限に ICC の管轄権を受諾する旨宣言していたことから、ウクライナ戦争が開始された直後の 2022 年 2 月 28 日、ICC 主任検察官はウクライナの「事態²⁶」に関して捜査手続の開始を発表した。

戦争犯罪の訴追義務はジュネーヴ諸条約の全当事国にあることから、第三国による捜査活動も活発化している。多くのウクライナ避難民が避難した隣国のポーランド、リトアニアなどが侵攻開始直後から証言の収集を開始したほか、ドイツ、フランス、スペイン、英国といった欧州諸国の戦争犯罪捜査当局がすぐに捜査と捜査手法に関する協力を開始した²⁷。また米国は積極的に現地入りし戦争犯罪捜査を行っていることを公表しているほか、米国人に対する戦争犯罪について 4 名のロシア兵を起訴している。また、国際的な捜査共助に関して、欧州連合の専門機関である欧州検察機関 (European Union Agency for Criminal Justice Cooperation; Eurojust) (以下、「ユーロジャスト」という)の「合同捜査チーム」(Joint Investigation Team) (以

²⁵ ウクライナは 2024 年 8 月 21 日に ICC 規程を批准し、2025 年 1 月 1 日をもって、正式に 125 番目の ICC 規程締約国となった。

²⁶ 「事態」とは、時間的・場所的に限定された範囲で、ICC の事物管轄事件が発生している可能性があるまとまりのことをいう。

²⁷ 越智萌「第 1 章 ロシア・ウクライナ戦争下における国際刑事法の諸相」『ウクライナ戦争犯罪裁判正義・人権・国防の相克』信山社、2024 年、7-8 頁。

下、「JIT」という)が捜査を実施するとともに、「ウクライナにおける侵略罪の訴追のための国際センター (International Centre for the Prosecution of the Crime of Aggression against Ukraine) (以下、ICPA という。)」が設立され、ウクライナにおけるロシアの戦争犯罪の調査を開始している。以下では公開された情報から戦争犯罪捜査活動を把握できる国として、フランス、ドイツ、アメリカを取り上げるとともに、国際機関として JIT 及び ICPA について取り上げることとしたい。

2-2 フランスによる戦争犯罪捜査

フランスは、戦争犯罪や人道に対する罪などの国際犯罪を捜査するために、いくつかの専門機関や組織を設置している。以下は、主要な機関の概要である。

フランス国家テロ対策検察庁 (PNAT: Parquet National Antiterroriste) は、2019年に設立された特別検察庁で、テロ犯罪だけでなく、戦争犯罪や人道に対する罪も扱っている²⁸。国際法で定義された重大犯罪 (戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪など) の捜査と訴追を行うとともに、フランス国内にいる容疑者や証拠に基づき、普遍的管轄権を行使して捜査を行っており、ウクライナ戦争やシリア内戦に関連した戦争犯罪のケースも担当している。

人道に対する罪、ジェノサイド、戦争犯罪対策中央局 (OCLCH: Office central de lutte contre les crimes contre l'humanité les génocides et les crimes de guerre) は、2013年に設立されたフランス国家憲兵隊の一部門であり、国際的な戦争犯罪、人道犯罪、ジェノサイドの調査を専門とする²⁹。主に外国からの証拠や証人の提供を受け、フランス国内での捜査を遂行する。他国や国際機関 (ICC、国連など) と協力して情報を共有する。これまでに、シリアやルワンダでの戦争犯罪に関する捜査及びウクライナ紛争における証拠収集を行っている。

ウクライナ戦争における戦争犯罪の捜査に関しフランスは、2022年3月2日に ICC がウクライナで行われた犯罪に関する捜査を開始したことに伴い、ICC 検察官への支援としてフランスの司法官、捜査官等の派遣を行った³⁰。2022年4月11日にウクライ

²⁸<https://www.justice.gouv.fr/actualites/actualite/zoom-nouveau-parquet-national-antiterroriste>、2025年1月7日閲覧。

²⁹ <https://www.dilcrah.gouv.fr/loffice-central-de-lutte-contre-les-crimes-contre-lhumanite-et-les-crimes-de-haine-oclch>、2025年1月7日閲覧。

³⁰ <http://jp.ambafrance.org/article17656/>、2024年11月20日閲覧。

ナで行われた可能性のある戦争犯罪の捜査への協力について声明³¹を公表した。この中で、フランスは、エマニュエル・マクロン大統領の指示に従い、ウクライナ当局とICCがウクライナ戦争下で開始した調査に具体的な支援を行うとした。特にブチャで行われた住民の殺害を受けて、身元確認と証拠の収集に関する専門組織をウクライナ当局に提供する内務省の専門チームをウクライナに派遣した。専門チームは法医学者2名の他、犯罪現場と犠牲者の身元特定を専門とする国家憲兵隊犯罪研究所（IRCGN）憲兵約15人で構成される。専門チームの要員は、弾道学、爆発物、DNAの採取と処理、指紋の分野での能力を有し、遺体の検査と身元確認の一連の作業を実施することができる。加えて、迅速な遺伝子解析のため移動式の遺伝子解析施設をウクライナに展開した。2023年5月10日、フランスの検察当局は、ウクライナ東部チャシフ・ヤル近郊でAFP通信の記者がロシアのロケット弾攻撃により死亡したことを受け、戦争犯罪と人道に対する罪の疑いで捜査を開始したと発表³²した。

2-3 ドイツによる戦争犯罪捜査

ドイツが行っている戦争犯罪の捜査・訴追は、主にドイツ連邦検察庁が担当している。ドイツ連邦検察庁（Generalbundesanwalt）は、連邦司法省の下で機能し、国家の安全保障や重大な犯罪、特に戦争犯罪や人道に対する罪の捜査と訴追を担当している。第二次世界大戦後、ナチス戦犯の追及を目的として設立され、その後、国際的な人権侵害や戦争犯罪に対する捜査能力を強化してきた。ドイツ連邦検察庁は、連邦検事総長をトップとし、その下に複数の部門が存在し、各部門は、テロ対策、国家安全保障、戦争犯罪など、専門分野ごとに分かれており、専門の検察官や捜査官が配置されている³³。ドイツ連邦検察庁は、第二次世界大戦後は、ナチス戦犯の訴追を行うとともに、近年では、シリアの内戦が旧ユーゴスラビア紛争などドイツ国外で発生した戦争犯罪に関与した個人に対する捜査を行い、ドイツ国内に避難してきた難民や移民の中から、戦争犯罪の加害者を特定し、訴追するケースも含まれている。

ウクライナ戦争におけるドイツの活動については、2022年3月、ドイツ連邦検察庁がウクライナ戦争に関連する戦争犯罪の捜査を開始した。この捜査では、ウクライナ

³¹ <http://jp.ambafrance.org/article17668/>、2024年11月20日閲覧。

³² <http://kyivindependent.com/france-opens-up-war-crimes-investigation-after-afp-journalist-killed-by-russian-rockets/>、2024年11月20日閲覧。

³³ <https://www.generalbundesanwalt.de/EN/About-us/organigramm/Organigramm-node.html>、2024年12月29日閲覧。

国内での戦争犯罪に関与したとされるロシア軍兵士や指導者を対象として、民間人への攻撃や拷問、強姦などの戦争犯罪を捜査している。ドイツは ICC やウクライナ当局と連携し、証拠収集や情報交換を行うとともに、ウクライナ当局の実施する戦争犯罪の捜査に協力するため、専門家を派遣するなどの支援も行っている³⁴。

ドイツは「普遍的管轄権」の原則に基づき、他国で発生した戦争犯罪でも自国の裁判所で起訴・裁判を行うことができるよう国内法を整備している。これにより、ウクライナ戦争における戦争犯罪の捜査・起訴が可能となっている。ドイツの戦争犯罪の捜査における証拠収集に関しては、戦争犯罪の証拠は多くが戦場で収集されるため、デジタル証拠や衛星画像、証人の証言など、多様な手段を駆使して証拠を収集している。また、国際的な人権団体や NGO と協力し、証拠の収集と分析を行っている。

2-4 アメリカによる戦争犯罪捜査

アメリカは ICC に加盟していないが、国内法に基づき、複数の機関が役割を分担して、戦争犯罪の捜査を行っている。

アメリカ軍に関連する戦争犯罪については、国防総省の内部機関が捜査を行こととされており、米陸軍刑事捜査部 (U. S. Army Criminal Investigation Division, CID) が米陸軍に関連する戦争犯罪の捜査を担当³⁵し、海軍犯罪捜査局 (Naval Criminal Investigation Service, NCIS) が米海軍、海兵隊に関連する戦争犯罪の捜査を担当³⁶するとともに、空軍特別捜査局 (Air Force Office of Special Investigations, AFOSI) が米空軍に関連する戦争犯罪の捜査を担当³⁷している。

連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation, FBI) は、戦争犯罪など、国際的な人権侵害に当たる犯罪の捜査を行い、戦争犯罪の加害者の特定に取り組んでいる³⁸。アメリカ国内で戦争犯罪者が発見された場合や、アメリカ市民が関与している場合に対応する。

³⁴ 久保田隆「ウクライナにおける「戦争犯罪」と国際刑事法」<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2022/06/expert2022-112.pdf>、2025年6月25日閲覧。

³⁵ <https://www.army.mil/organization/#usacid>、2025年7月7日閲覧。

³⁶ <https://www.ncis.navy.mil/About-NCIS/Mission/Core-Mission-Areas/Criminal-Investigations/>、2025年7月7日閲覧。

³⁷ <https://www.osi.af.mil/About/Fact-Sheets/Display/Article/164233/air-force-office-of-special-investigations>、2025年7月7日閲覧。

³⁸ <https://www.fbi.gov/investigate/civil-rights/international-human-rights-unit/russian-war-crimes-in-ukraine>、2025年7月9日閲覧。

司法省 (Department of Justice、DOJ) は、戦争犯罪や人道に対する罪を含む人権侵害に関与した人物の起訴を担当する。司法省は戦争犯罪責任追及チーム (War Crimes Accountability Team、WarCAT) を立ち上げ、ウクライナで発生している戦争犯罪や拷問を含む人権侵害に関する情報を特定、収集、共有するための米国政府の取り組みを一元化³⁹している。

アメリカはウクライナ戦争における戦争犯罪の捜査に関し、次のような活動を行っている。

連邦捜査局は、ウクライナ当局や米国企業と連携し、ロシアによる戦争犯罪の証拠収集を支援している。企業と連携し、位置情報や携帯電話のデータなどの収集・分析を通じて、戦争犯罪の立証に必要な情報を提供⁴⁰している。

2-5 ユーロジャストによる戦争犯罪捜査

ユーロジャストは、テロや薬物密輸、人身取引、コンピュータ犯罪等の EU 加盟国にまたがる重大犯罪に対応するため、加盟国間の捜査共助を促進し、連携を強化するための組織として、EU 理事会の決定によって、2003 年にオランダのハーグに設立された機関である⁴¹。全 25 加盟国の代表者である裁判官、検察官、司法警察職員で組織され、加盟国司法当局間の捜査・起訴に関する協力のための世界で初めての国際的常設ネットワークである。

ユーロジャストの JIT は 2022 年 3 月 28 日に発足し、同年 4 月 25 日 ICC 検察局も加入した。ICC と JIT の協力関係はその双方向性に特徴があり、ICC 検察局が、JIT の収集した情報・証拠を一方向的に受理するのではなく、ICC 検察局自らが収集した情報・証拠を JIT 加盟国と共有するようし、JIT 加盟国の国内における戦争犯罪裁判に資するようにしている⁴²。

2-6 ICPA による戦争犯罪捜査

ICPA は、ウクライナ侵攻を続けるロシアの戦争犯罪に関し、証拠の収集、保全などを目的に 2023 年 7 月 3 日にオランダのハーグに設立された国際機関である。ICPA は

³⁹ <https://www.justice.gov/usdoj-media/opa/media/1275781/dl?inline>、2025 年 7 月 9 日閲覧。

⁴⁰ <https://www.fbi.gov/investigate/civil-rights/international-human-rights-unit/russian-war-crimes-in-ukraine>、2025 年 7 月 9 日閲覧。

⁴¹ https://hakusyol.moj.go.jp/jp/60/nfm/n_60_2_7_4_2_5.html、2024 年 11 月 26 日閲覧。

⁴² 藤原広人「第 6 章 戦争犯罪の捜査」80 頁。

直接の捜査権限は持たないが、ロシアによる侵略開始以降に収集された証拠の交換と分析に貢献し、将来の裁判に向けた提訴の円滑化において重要な役割を果たすとされている⁴³。

ICPA の構成員は JIT に参加中のウクライナ、リトアニア、ポーランド、エストニア、ラトビア、スロバキア、ルーマニアの各検察官である。ICPA の最大の特徴は ICC と米国を、この国際捜査の中に効果的に取り込んだことである⁴⁴。米国が ICC に加盟していない現状では、ICPA により、米国からの情報を公式的に JIT に共有できるほか、米国が ICPA に情報を渡すことにより、間接的に ICC にも情報を提供することが可能となる。

第 3 節 国際的な捜査共助の問題点

本節では、国際的な捜査共助の問題点について、日本以外で発生した戦争犯罪への対応と、日本において発生した戦争犯罪への対応の場合について問題点の整理を試みる。

3-1 日本以外で発生した戦争犯罪への対応に係る問題点

日本以外で発生した戦争犯罪への対応については、第 2 節で概観したウクライナ戦争における第三国の捜査共助を参考とすることができる。まず、その目的については、第一義的には証拠資料を収集し、紛争当事国及び ICC の行う戦争犯罪の捜査に協力することである。この際、もし紛争当事国及び ICC の訴追能力が不足する場合には、普遍的管轄権に基づいて自国での訴追を行うことも念頭の置いた活動が必要である。

しかしながら、外国において我が国の捜査官が捜査活動を行うことはできるのだろうか。刑事訴訟法の適用が外国に及ぶとしても、捜査活動は国家の主権の行使であり、外国での捜査は当事国の主権侵害を生じさせることになるため、当事国の主権との兼ね合いにおいて、当事国の承諾がなければ捜査を行うことはできない⁴⁵。したがって、当事国の承諾があれば我が国の捜査官は捜査を行うことが可能となるが、現時点

⁴³ <https://digital.asahi.com/sp/articles/DA3S15678809.html>、2024 年 12 月 4 日閲覧。

⁴⁴ <https://digital.asahi.com/sp/articles/ASR737WYXR73UHB103S>、2024 年 12 月 3 日閲覧。

⁴⁵ 金子章「国際捜査共助によって獲得された証拠の許容性 ―違法収集証拠排除論との関連ないしその延長上において―」『横浜法学』第 32 巻、2023 年 9 月、378 頁。

において、外国における捜査活動の実績はない⁴⁶。

よって、捜査共助の要領については、我が国の捜査官が外国で直接捜査活動を行うことは、難しいため、紛争当事国の避難民や戦争犯罪の被疑者が日本に所在している場合に、事情を聴取する要領と、ICCなどの国際的な捜査機関に日本の捜査員を派遣して、資材・技術などにより協力する場合が考えられる。

日本に避難してきた紛争当時国の避難民からの事情聴取は、国際人道法処罰法などの特別法に基づいた戦争犯罪に限定される。また、たとえ事情聴取等の捜査が行われた場合でも、その成果としての供述調書等の証拠は、国際的な捜査共助条約に基づく関係国からの要請がなければ、通常、捜査を行った司法警察員が所属する官署で保管されることとなる。このため、戦争犯罪に関する資料の収集、分析、戦争犯罪に協力する各国との共有は難しい状況にある。

ICCなどの国際的な捜査機関に日本の捜査員を派遣して協力する場合については、国際法に精通し、戦争犯罪の捜査に関する広い知識と経験を有する捜査員を派遣することが必要となる。このため、このような捜査員の育成を平素から行っていくことが必要である。

3-2 日本で発生した戦争犯罪への対応に係る問題点

日本が紛争の当事国として、日本国内で戦争犯罪が発生した場合に想定される問題点としては、米軍とICCの関係に係る問題点、警務官の捜査権限上の問題、外国の捜査機関が収集した証拠の許容性の問題が想定される。

まず、米軍とICCとの関係に係る問題点については、前述のICPAの捜査活動の概要で述べたとおり、米国がICCに未加盟であることから、米国とICCが相互に戦争犯罪に関する情報の共有を行うことができないことにある。国家防衛戦略⁴⁷に「同盟国であ

⁴⁶ 金子章「国際捜査共助によって獲得された証拠の許容性 ―違法収集証拠排除論との関連ないしその延長上において―」378頁。

この理由について、外国がわが国の捜査官による捜査活動を承諾しないからではなく、わが国が政策的にこのような承諾を求めることを差し控えるからだ指摘されている。つまり、わが国が外国に対して、捜査活動の承諾を求めるにあたっては、後に当該国がわが国に捜査活動の承諾を求めてきた場合にはこれに応じるとの相互主義の保証を行うことが国際慣行上求められているが、わが国は外国の捜査官が国内で捜査活動を行うことについては、外国の公権力の行使にあたり政策的に認めていないことから、外国の相互主義の保証を行うことができず、わが国の捜査官が外国で捜査活動を行うことについて、当該国の承諾を求めることを差し控えているとされる。

⁴⁷ 「国家防衛戦略について」国家安全保障会議決定、閣議決定、令和4年12月16日。

る米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力を更に強化する。」とあるように、自衛隊が防衛出動により行動する場合、米軍との共同による作戦行動が多くの場合に想定されることから、戦争犯罪への対応を日米が協力して実施する場合、米国と ICC の戦争犯罪に関する情報の交換を日本の作る枠組みによって補完することが必要である。

次に、警務官の捜査権限上の問題点について考察するため、犯罪の捜査に係る検察官、警察官、警務官の関係について整理する。刑事訴訟法は、犯罪の捜査について「司法警察員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するもの⁴⁸」とし、「検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる⁴⁹」と規定していることから、司法警察員及び検察官の双方ともが犯罪の捜査を行うことができる。

また、検察官と司法警察員（警察官及び警務官）の関係については、検察官はその管轄区域の司法警察員に、捜査に関する一般的指示をすること、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる⁵⁰。また、検察官は自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察員を指揮して捜査の補助をさせることができる⁵¹。このように、検察官と司法警察員の関係は、検察官の指示・指揮を司法警察員が受けるという関係であるといえる。

警察官と警務官の関係については、警察官はその管轄地域における犯罪の捜査の全般に関する捜査権を有しているが、警務官は特別司法警察職員として、自衛隊法第 96 条第 1 項⁵²の規定により、対象とする者や自衛隊の船舶や施設等の限定された範囲での捜査権を付与されているため、警察官との間で捜査権が競合することが想定される。このような背景から犯罪捜査の円滑な運営を図るため「自衛隊と警察との犯罪捜査に

⁴⁸ 刑事訴訟法第 189 条 2 項。

⁴⁹ 刑事訴訟法第 191 条 1 項。

⁵⁰ 刑事訴訟法第 193 条 1 項及び 2 項。

⁵¹ 刑事訴訟法第 193 条 3 項。

⁵² 自衛隊法第 96 条第 1 項は、以下のよう規定する。

- 「一 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事する自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者が犯した犯罪
- 二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他施設内における犯罪
- 三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪」

関する協定⁵³」により、犯罪捜査の分担、調整、協力等について定められている。

警務官は特別司法警察職員として、対象や自衛隊の船舶や施設等の限定された範囲での捜査権を付与されており、部内秩序維持目的の事物管轄としての権限行使を行う。このため、自衛隊の行動する地域が本土から遠隔地にある等の理由により、本来捜査権を行使すべき警察官が速やかに対応できず、かつ、民間人が戦争犯罪の被害者となった場合の捜査が問題となる。

ウクライナ戦争における戦争犯罪の捜査にもあるように、戦争犯罪に関する証拠は、住民の避難による目撃者の移動、砲爆撃による物理的な破壊など時間の経過とともに、著しく減少していく。このため、警察官が速やかに対応できない場合、現場の近傍にいる警務官が現場保存とその他初動捜査上必要な処置を行い、証拠を保全することが必要となる。また、日米共同で作戦が実施されている状況においては、警務官が、米軍の捜査機関と連携する際のカウンターパートとして米軍が認知した戦争犯罪に関する情報等を受け取るなどの役割を果たすことが適当である。

一方で、警務官の捜査権限に含まれない犯罪について捜査することは、捜査権がないため違法となる。特別司法警察職員が捜査権のない犯罪について捜査した事件に関する判例として、海上保安官が捜査権のない犯罪について捜査し送致した手続きは違法としたものがある⁵⁴。

また、外国の捜査機関が得た証拠の許容性の問題が存在する。戦争犯罪に係る捜査共助においては、外国の捜査機関によって得られた証拠を用いて、我が国が訴追する場合が想定される。国際的な捜査共助によって得られる証拠は、当該捜査機関が属する国の法令に基づく収集手続によって収集される。この際、我が国の捜査手続との相違が予想され、問題となるのは、当該国による捜査手続が我が国の法令に照らして、不当となる場合である。不当に収集された証拠が排除される基準ないし要件としては、重大な不当があり、かつ、これを証拠として許容することが将来における不当な行為の抑制の見地からして相当でないと認められる場合には、その証拠能力が否定される⁵⁵。このことから、外国の捜査機関が収集した証拠を我が国での訴追に用いるため

⁵³ 防衛庁と国家公安委員会との間には、「自衛隊と警察との犯罪捜査に関する協定」が合意され、昭和36年7月1日から実施されている。

⁵⁴ 東京高等裁判所判決昭和39年6月19日『高等裁判所刑事判例集』第17巻4号、400頁。

⁵⁵ 金子「国際捜査共助によって獲得された証拠の許容性 ―違法収集証拠排除論との関連ないしその延長上において―」399頁。

には、事前に証拠の収集について、我が国の捜査機関と捜査共助を行う外国の捜査機関で、証拠の収集方法等について事前の調整を行うとともに、当該証拠が収集された状況、手続きについて、把握することが必要である。

第4節 極東検察機関の常設

本節では、国際的な戦争犯罪捜査への日本の関与の必要性と改善策としての極東検察機関の常設について提言する。

4-1 国際的な戦争犯罪捜査への日本の関与

日本は、東アジアの ICC 締約国の中でいち早く ICC にウクライナの事態を付託し、これまで3名の裁判官を ICC に送り出し、財政面でも最も多額の分担金を支払うなど、さまざまな面で貢献してきた⁵⁶が、フランスなど諸外国のように現地に捜査員を派遣して捜査を行うことや、自国に避難してきたウクライナ人からの聞きとりを行ったりはしていない。

ウクライナ戦争では、フランスなどの紛争当事国ではない第三国が ICC の捜査活動を支援し、あるいは自国で訴追しようとしている。このことは戦争犯罪を行った者に法の裁きを受けさせるということを広く示すための各国の強い意志の表れであり、かつ、第三国も自らが紛争当事国となった場合に、国際的な支援を受けるための下地を形成するものとして行っているものである。

これに対して日本の刑事司法は、ほぼ何も貢献できていない、との指摘がある⁵⁷。日本は現行法上、戦争犯罪に該当する行為の一部に限っては、たとえ国外で行われた場合であっても、「刑法」（明治40年法律第45号）や2004年にジュネーブ諸条約及び同第一・第二追加議定書に加入する際に制定された国際人道法違反処罰法などに基づいて、日本国内の裁判所で訴追・処罰することが可能とされているが、現状では日本は科学捜査機材の提供等を行っている⁵⁸ものの、ウクライナにおける戦争犯罪の捜査を行

⁵⁶ 赤根智子＝フィリップ・オステン「対談 プーチンに逮捕状を出した日本人裁判官に問う 日本は『戦争犯罪』への備えはあるのか」99頁。

⁵⁷ 同上、94頁、98－101頁。

⁵⁸ <http://www.undp.org/ja/japan/news/forensic-units-of-the-National-Police-of-Ukraine-received-vans-and-mobile-DNA-laboratories>、2025年6月閲覧。

2024年5月、日本政府は、ウクライナ国家警察の科学捜査部門に大型車両26両、科学捜査キット、移動式DNA技術ラボ等の機材を提供した。

ってはいない。今後は、これらの法律に基づき、現地への捜査官の派遣や、自国に滞在するウクライナ人避難民から聞き取りなどを行い、国際的な中核犯罪への訴追・処罰ネットワークへの貢献を果たすとともに、日本において戦争犯罪が発生した場合に備えていく必要がある。

4-2 極東検察機関常設の効果

日本の関与に関する具体案として田中誠の「極東検察機関」⁵⁹がある。これは、有事に法務省の国際刑事管理官の下に機関を置き、米国と ICC をつなぐ役割を果たすものである。田中が述べるように、有事に法務省の国際刑事管理官の下に機関を置き、米国と ICC を繋ぐ役割を果たすことにより、「警務官の権限上の問題」⁶⁰と「米国が ICC に未加盟であることから生じる情報共有上の問題」⁶¹を解決することができる。

また、「複数の捜査機関が収集した証拠の管理上の問題」についても、極東検察機関を置くことで解決できる。複数の捜査機関が証拠を収集した場合、重複や矛盾が生じるため、ICPA のように証拠の整理、分類を統一的に行うことで、信頼性の高い証拠管理が可能となる。また一元的に管理することで改ざんや紛失のリスクを低減し、証拠の真正性と法的な有効性が確保され、将来の訴追に活用しやすくすることができる。また、副次的な要素としてこのように証拠が体系的に整理分類されることで、その後の歴史的な検証において活用することが可能となる。

加えて、「外国の捜査機関が収集した証拠の許容性の問題」についても、極東検察機関を置くことで、国ごとで異なる捜査上の手続きについて共有する場を提供でき、米国、ICC 及び第三国の捜査機関の要員による事前の調整を容易にし、要すれば収集に当たっての協力を確保して、我が国との捜査手続の違いによって証拠が排除されることを防ぐことができる。

さらに、有事だけではなく平素から法務省の国際刑事管理官の下に極東検察機関を置くことにより、有事に米国、ICC に加えて第三国を受入れ、上記機関の検察官の下に、証拠及び情報共有を可能とする枠組みを作ることが効果的となる。有事に極東検察機関を設置して米国と ICC を加えることで、上記問題の解決が可能となるが、さら

⁵⁹ 田中「自衛隊の防衛出動時における戦争犯罪捜査の課題」87頁。

⁶⁰ 同上、81頁。

⁶¹ 同上、89頁。

に極東検察機関を常設し、有事に米国、ICCに加えて第三国を受け入れていくことを提言する。その理由は、以下の2点である。まず1点目は、戦争犯罪の捜査に精通した捜査員の育成を平素から行うことが可能となることである。2点目は、ICC未加盟の国との協力を可能にすることである。

1点目の戦争犯罪の捜査に精通した捜査員の育成については、フランスの事例が参考となる。戦争犯罪の捜査には、通常の犯罪の捜査とは異なる特殊性として、国際的法的枠組み、戦争中という特殊な現場環境、証拠収集や証言確保の困難さといった要素が含まれる。このことから、フランスのOCLCHのように平素から戦争犯罪の捜査に任務とする機関をおき、自国以外の国で戦争犯罪が行われた場合に、捜査に関する協力、支援を行うことで、継続的に戦争犯罪の実務経験を有する捜査員を育成できる。

2点目のICC未加盟の国との協力を可能にすることについては、日本の周辺地域にはICC未加盟の国が多数存在することが背景にある。東南アジアにおいては、ASEANの10ヶ国のうちICC加盟国はカンボジアのみである⁶²。また、台湾もICC未加盟である。ウクライナ戦争においても、第2節の事例研究で確認したように、ウクライナはその周辺国から多くの捜査共助を受けている。ウクライナと欧米諸国は、ロシアからの侵略という共通の脅威に立ち向かう意味でも、捜査共助の体制を整えているのである。

おわりに

国際的な戦争犯罪に係る捜査共助に関し、日本は解決すべき課題がある。現状において、日本では国際的な戦争犯罪の捜査共助を限定的にしか実施できない。本稿においては、先行研究にある極東検察機関の創設に関してさらなる検討を加えた。台湾有事では、大量の避難民が日本へ渡航し、その中には前線において戦争犯罪に巻き込まれた民間人のグループもあるものと予想される。東アジアにおける軍事紛争の危機が高まる中、国際協力を通じた戦争犯罪に対する警務官の資質の向上や、我が国と周辺国との協力体制の整備が急務になっている。

今後の課題として、中核犯罪の国内刑法化の問題が残っている。特に、ジェノサイ

⁶² ASEAN加盟国は、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア、ブルネイであるが、このうちフィリピンは2011年にICCに加盟したが、2019年には脱退した。2025年1月現在でICC加盟国はカンボジアのみである。

ドについては、イスラエル軍によるガザ地区への大規模攻撃が「ジェノサイド条約⁶³違反」であるとして、南アフリカがイスラエルの軍事作戦停止などを求めた訴訟の審理が ICJ（国際司法裁判所）で始まった。一方日本はジェノサイド条約に批准していない。この件に関し、政府は「条約上の義務と国内法制の関係を整理する必要がある。」として慎重な検討を行っている⁶⁴と説明している。現状では、ジェノサイドなどの重大な犯罪についても、日本の国内刑法では殺人罪や暴行罪などの法律でしか対処することができない。ジェノサイドにみられる政治的な意図、背景を踏まえて、「集団殺害の共謀」や「集団殺害の直接かつ公然の扇動」などジェノサイド条約に定める内容を適切に処罰できるよう、日本としては国内刑法化を進めていくべきである。ジェノサイドに関する戦争犯罪の捜査に係る実務上の問題点などの検討については、今後の検討課題としたい。

⁶³ 集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約。

1948年に国連総会で採択された条約で、人種、民族、宗教などが異なる集団を破壊する目的の殺害・迫害を国際法上の犯罪としてジェノサイドとして定義し、これの防止・処罰を定めた条約。2024年月現在、アメリカ、イタリア、ロシア、中国、北朝鮮など153ヶ国が締約している。

⁶⁴ 令和3年第204回通常国会外交防衛委員会において茂木外務相（当時）は、「日本の国内法をどうしていくのかの問題は外務省だけでなく法務省も絡む。立法措置を取るかは非常に大きな判断」と述べている。